

《令和 2 年第 2 回ふじみ野市議会定例会提出議案提案説明要旨》
【令和 2 年 6 月 1 日開会】

議案番号	件名	提案説明要旨
報告第 8 号	令和元年度ふじみ野市一般会計継続費繰越計算書の報告について	<p>1 総括</p> <p>継続費として設定した予算のうち令和元年度から令和 2 年度に繰り越した内容を報告するものです。</p> <p>2 事業名及び繰越額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業名 契約管理システム更新業務 <p>継続費の総額 10,739,000 円 令和元年度予算額 8,054,000 円 令和 2 年度繰越額 8,054,000 円</p> ・事業名 (仮称) 第 3 庁舎建替工事設計業務 <p>継続費の総額 31,427,000 円 令和元年度予算額 7,969,000 円 令和 2 年度繰越額 3,425,441 円</p> ・事業名 文化施設整備事業アドバイザー業務 <p>継続費の総額 52,000,000 円 令和元年度予算額 48,409,000 円 令和 2 年度繰越額 430,000 円</p> ・事業名 第 2 期障がい者プラン策定業務 <p>継続費の総額 6,000,000 円 令和元年度予算額 3,000,000 円 令和 2 年度繰越額 53,100 円</p> ・事業名 第 8 期高齢者保健福祉計画策定業務 <p>継続費の総額 7,095,000 円 令和元年度予算額 4,092,000 円 令和 2 年度繰越額 22,000 円</p> ・事業名 上福岡駅東口駅前広場整備事業 <p>継続費の総額 780,000,000 円 令和元年度予算額 600,000,000 円 令和 2 年度繰越額 571,400,000 円</p> ・事業名 西小学校校舎大規模改造事業 <p>継続費の総額 1,046,356,000 円</p>

		令和元年度予算額	33,085,000 円
		令和 2 年度繰越額	3,981,034 円
報告第 9 号	令和元年度ふじみ野市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	1 総括	令和元年度ふじみ野市一般会計で繰越明許費とした事業について、繰越計算書にてその報告を行うものです。
		2 事業名及び繰越額	
		(1) (仮称) 東地域文化施設多目的棟大規模改修事業	762,370,000 円
		(2) 福祉総合システム構築業務 (中国残留邦人等支援事務)	1,650,000 円
		(3) 福祉総合システム構築業務 (障がい者福祉サービス事務)	118,236,000 円
		(4) 障がい者総合支援システムデータ移行業務	2,640,000 円
		(5) 福祉総合システム構築業務 (生活保護支給事務)	41,507,000 円
		(6) 生活保護システムデータ移行業務	5,795,000 円
		(7) 歩道 (市道 E-177 号線・市道幹線 5 号線・市道幹線 6 号線) 拡幅工事	115,368,000 円
		(8) 上福岡駅東口駅前広場整備工事負担金	6,000,000 円
		(9) 国道 254 号バイパス沿道地区事業化推進業務	2,915,000 円
		(10) 大井弁天の森用地取得事業	719,000 円
		(11) 校内通信ネットワーク整備事業	374,710,000 円
		(12) 小・中学校学区編成業務	

		<p>115,000 円</p> <p>(13) 小学校特別支援学級空調機設置工事 5,398,000 円</p> <p>(14) 大井中学校プール更衣室建設工事 18,722,000 円</p> <p>(15) 中学校特別支援学級空調機設置工事 2,316,000 円</p>
報告第 10 号	令和元年度ふじみ野市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について	<p>1 総括 年度内に完了出来なくなったことに伴い事故繰越しとした業務及び事業について、繰越計算書にてその報告を行うものです。</p> <p>2 事業名及び繰越額</p> <p>(1) 敬老祝金支給業務 11,717,000 円</p> <p>(2) 福岡高架下放置自転車保管所管理棟移設工事 2,286,900 円</p> <p>(3) 市道幹線 10 号線隅切用地取得業務 326,817 円</p>
報告第 11 号	令和元年度ふじみ野市水道事業会計継続費繰越計算書の報告について	<p>1 総括 令和元年度ふじみ野市水道事業会計予算で設定した継続費（期間 2 年間）について、逡次繰越を行いましたので、継続費繰越計算書にてその報告を行うものです。</p> <p>2 逡次繰越を行った事業及び繰越額 福岡浄水場第 4 配水池耐震補強事業 116,692,710 円</p>
報告第 12 号	令和元年度ふじみ野市水道事業会計予算繰越計算書の報告について	<p>1 総括 令和元年度ふじみ野市水道事業会計予算で定めた建設改良に要する経費のうち、同年度内に支払い義務を生じなかったものについて繰越を行いましたので、予算繰越計算書にてその報告を行うものです。</p> <p>2 繰越を行った事業及び繰越額 水道管路施設管理・更新事業 39,600,000 円</p>

報告第 13 号	令和元年度ふじみ野市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について	<p>1 総括</p> <p>令和元年度ふじみ野市下水道事業会計予算で定めた建設改良に要する経費のうち、同年度内に支払い義務を生じなかったものについて繰越を行いましたので、予算繰越計算書にてその報告を行うものです。</p> <p>2 繰越を行った事業及び繰越額</p> <p>亀久保大野原地区雨水浸透施設（調整池③）整備事業</p> <p style="text-align: right;">124,970,000 円</p>
報告第 14 号	専決処分（損害賠償の額を定めることについて）	<p>1 専決処分理由</p> <p>損害賠償の額が確定し専決処分をしたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、報告を行うものです。</p> <p>2 事故の概要</p> <p>(1) 事故発生場所及び内容</p> <p>ふじみ野市立西小学校図工室において、清掃活動中雑巾掛けをしていたところ、老朽化した床の段差に引っ掛かったことにより前のめりになり、前歯を床に強打し、左上切歯を破折した。</p> <p>(2) 事故発生日</p> <p>平成 25 年 4 月 22 日(月)午後 1 時 20 分頃</p> <p>(3) 損害賠償額 1,045,740 円</p>
第 39 号議案	専決処分の承認を求めることについて（令和元年度ふじみ野市一般会計補正予算（第 10 号））	<p>1 専決処分理由</p> <p>（仮称）東地域文化施設多目的棟大規模改修事業及び校内通信ネットワーク整備事業の財源の組替え並びに新型コロナウイルス感染症への対応に伴い、早急に予算措置するため編成した令和元年度ふじみ野市一般会計補正予算（第 10 号）を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、その承認を求めるものです。</p> <p>2 予算規模</p> <p>補正前の予算総額 405 億 9,773 万 4 千円</p>

		補正予算額 Δ 1億7,738万3千円 補正後の予算総額 404億2,035万1千円
第40号議案	専決処分の承認を求めることについて（令和2年度ふじみ野市一般会計補正予算（第1号））	1 専決処分理由 新型コロナウイルス感染症への対応に伴い、早急に予算措置するため編成した令和2年度ふじみ野市一般会計補正予算（第1号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、その承認を求めるものです。 2 予算規模 補正前の予算総額 414億1,453万5千円 補正予算額 117億6,537万7千円 補正後の予算総額 531億7,991万2千円
第41号議案	専決処分の承認を求めることについて（令和2年度ふじみ野市一般会計補正予算（第2号））	1 専決処分理由 新型コロナウイルス感染症への対応に伴い、早急に予算措置するため編成した令和2年度ふじみ野市一般会計補正予算（第2号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、その承認を求めるものです。 2 予算規模 補正前の予算総額 531億7,991万2千円 補正予算額 3億9,750万7千円 補正後の予算総額 535億7,741万9千円
第42号議案	専決処分の承認を求めることについて（令和2年度ふじみ野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号））	1 専決処分理由 新型コロナウイルス感染症の拡大抑制のため傷病手当金を支給するために支出、及び当該支出については全額を県を通じた国からの交付金として、早急に予算措置するため編成した令和2年度ふじみ野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を専決処分したので、その承認を求めるものです。 2 予算規模 補正前の予算総額 91億7,543万1千円 補正予算額 1,061万9千円 補正後の予算総額 91億8,605万円

第 43 号議案	専決処分の承認を求めることについて（ふじみ野市税条例等の一部を改正する条例）	<p>1 専決処分理由 地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号）が令和 2 年 3 月 31 日に公布され、同年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、ふじみ野市税条例等の一部を改正する条例を専決処分したので、その承認を求めるものです。</p> <p>2 改正内容 ・固定資産の使用者を所有者とみなす制度の拡大 ・固定資産税に係る課税標準等の特例措置「わがまち特例」の追加等</p> <p>3 施行年月日 令和 2 年 4 月 1 日</p>
第 44 号議案	専決処分の承認を求めることについて（ふじみ野市都市計画税条例の一部を改正する条例）	<p>1 専決処分理由 地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号）が令和 2 年 3 月 31 日に公布され、同年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、ふじみ野市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、その承認を求めるものです。</p> <p>2 改正内容 都市計画税に係る課税標準等の特例措置「わがまち特例」の追加等</p> <p>3 施行年月日 令和 2 年 4 月 1 日</p>
第 45 号議案	専決処分の承認を求めることについて（ふじみ野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	<p>1 専決処分理由 地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 109 号）が令和 2 年 3 月 31 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、ふじみ野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、その承認を求めるものです。</p> <p>2 改正内容 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を 61 万円から 63 万円に、介護納付金課税額に係る課税限度額を 16 万円から</p>

		<p>17 万円に引き上げるものです。また、減額の対象となる所得の基準について、5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を 28 万円から 28 万 5 千円に、2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を 51 万円から 52 万円に引き上げるものです。</p> <p>3 施行年月日 令和 2 年 4 月 1 日</p>
第 46 号議案	専決処分の承認を求めることについて（ふじみ野市国民健康保険条例の一部を改正する条例）	<p>1 専決処分理由 新型コロナウイルス感染症の拡大抑制を目的として、国民健康保険に加入している被用者に対して傷病手当金を支給するため、ふじみ野市国民健康保険条例の一部を改正する条例を専決処分したので、その承認を求めるものです。</p> <p>2 改正内容 被用者である国民健康保険被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染した（または症状があり感染のおそれがある）場合に、労務に服することができない期間について給与の 3 分の 2 相当額の傷病手当金を支給するものです。</p> <p>3 施行年月日 令和 2 年 5 月 1 日</p>
第 47 号議案	専決処分の承認を求めることについて（ふじみ野市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）	<p>1 専決処分理由 埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例が令和 2 年 4 月 30 日に公布され、同年 5 月 1 日から施行されたことに伴い、ふじみ野市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したので、その承認を求めるものです。</p> <p>2 改正内容 埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例</p>

		<p>で定める傷病手当金について、申請の受付を行うものです。</p> <p>3 施行年月日 令和 2 年 5 月 1 日</p>
第 48 号議案	<p>専決処分の承認を求めることについて（ふじみ野市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例）</p>	<p>1 専決処分理由</p> <p>情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 16 号）が令和元年 5 月 31 日に公布され、同年 12 月 16 日から施行されたことに伴い、ふじみ野市固定資産評価審査委員会条例（平成 17 年ふじみ野市条例第 19 号）の一部を改正する必要があるため、同条例の一部を改正し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、その承認を求めるものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>法律名称である「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」への変更及び、「情報通信技術利用法」を「情報通信技術活用法」とし、法律条項の追加・削除に伴い、条例の一部を改正するものです。</p> <p>3 施行年月日 令和 2 年 3 月 31 日</p>
第 49 号議案	<p>専決処分の承認を求めることについて（財産の取得について）</p>	<p>1 専決処分理由</p> <p>現在、本市では小中学校を臨時休業としており、学校再開後においても感染拡大防止の観点から分散登校を行う等の対応をとる必要があります。</p> <p>このような状況においては家庭学習がますます重要であり、家庭学習を支援するためのタブレット端末 1,900 台を迅速に購入</p>

		<p>する必要があったため専決処分したので、その承認を求めるものです。</p> <p>2 財産の種類及び数 タブレット端末 1,900 台</p> <p>3 取得金額 106,526,200 円</p> <p>4 契約の相手方 日本情報システム株式会社</p>
第 50 号議案	令和 2 年度ふじみ野市一般会計補正予算（第 3 号）	<p>1 総括 本補正予算は、歳入については額の確定したもの及び新型コロナウイルスへの対応等に係るもの、歳出については事情変更により補正を余儀なくされるもの及び新型コロナウイルスへの対応等緊急やむを得ないものについて編成するものです。</p> <p>2 予算規模 一般会計予算規模 補正前の予算総額 535 億 7,741 万 9 千円 補正予算額 6 億 4,001 万 2 千円 補正後の予算総額 542 億 1,743 万 1 千円</p>
第 51 号議案	ふじみ野市手数料条例の一部を改正する条例	<p>1 改正理由 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 16 号）の施行に伴い、条文を整理する必要が生じたことから、ふじみ野市手数料条例の一部を改正したいので、この案を提出するものです。</p> <p>2 改正内容 通知カードの手数料を徴する事務及び金額について規定されている条項を削るものです。併せて個人番号カードの再交付に係る事務のうち、次に掲げる事務について手数料の徴収を除外する規定を定めるものです。</p>

		<p>(1) 市等の過失により紛失し、焼失し、若しくは損傷した場合又は個人番号カードの機能が損なわれた場合の再交付</p> <p>(2) 天災その他自己の責めに帰することのできない事由により紛失し、焼失し、若しくは損傷した場合又は個人番号カードの機能が損なわれた場合の再交付</p> <p>(3) 個人番号カードの追記欄の余白がなくなった場合の再交付</p> <p>(4) 有効期間が満了する日までの期間が3月未満となった場合の再交付</p> <p>(5) 個人番号又は住民票コードの変更による個人番号カード返納後の再交付</p> <p>(6) 市等の過失による誤交付後の再交付</p> <p>(7) 国外転出による返納後の再交付</p> <p>(8) 記載事項を変更（性別又は特別養子縁組による氏の変更に限る。）による個人番号カード返納後の再交付</p> <p>3 施行年月日 公布の日</p>
第 52 号議案	ふじみ野市税条例の一部を改正する条例	<p>1 改正理由 地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）が令和2年3月31日に公布され、また、地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）が令和2年4月30日に公布されたことに伴い、ふじみ野市税条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により提出するものです。</p> <p>2 改正内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し ・固定資産を現に所有している者の申告の制度化 ・軽量な葉巻たばこの課税方式の見直し ・徴収の猶予制度の特例

		<ul style="list-style-type: none"> ・生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長 ・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長 ・イベントを中止等した事業者に対する払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の適用に係る個人住民税における対応 ・住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る個人住民税における対応等 <p>3 施行年月日 公布の日、令和 2 年 10 月 1 日、 令和 3 年 1 月 1 日、令和 3 年 10 月 1 日 令和 4 年 4 月 1 日</p>
第 53 号議案	ふじみ野市都市計画税条例の一部を改正する条例	<p>1 改正理由 地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 26 号）が令和 2 年 4 月 30 日に公布されたことに伴い、ふじみ野市都市計画税条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により提出するものです。</p> <p>2 改正内容 地方税法改正に伴う条文整備</p> <p>3 施行年月日 公布の日、令和 3 年 1 月 1 日</p>
第 54 号議案	ふじみ野市介護保険条例の一部を改正する条例	<p>1 改正理由 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 98 号）が令和 2 年 3 月 30 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、ふじみ野市介護保険条例の一部を改正するものです。</p> <p>2 改正内容 低所得者の保険料軽減強化のため、令和 2 年度における保険料所得段階が第 1 段階の保険料額を 16,700 円に、第 2 段階の保険料額を 27,900 円に改正するものです。</p> <p>3 施行年月日</p>

		公布の日 (令和 2 年 4 月 1 日から適用)
第 55 号議案	ふじみ野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	<p>1 改正理由</p> <p>放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 21 号）の施行に伴い、条文を整備するため、ふじみ野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>条例第 8 条第 3 項で規定される放課後児童支援員の要件である研修を行うものについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 22 第 1 項の中核市の長を加える。</p> <p>3 施行年月日</p> <p>公布の日から施行し、改正後のふじみ野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。</p>
第 56 号議案	ふじみ野市文化施設整備事業建設工事請負契約の締結について	<p>1 提案理由</p> <p>ふじみ野市文化施設整備事業について、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI 法）」第 7 条に準じ、特定事業（DBO 方式）として選定し、公募型プロポーザルにより、優先交渉権者が決定した。本事業に係る建設工事請負契約について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの。</p> <p>2 契約の概要</p> <p>【事業名】ふじみ野市文化施設整備事業</p> <p>【契約の相手方】</p> <p>三井住友・近藤・久米設計特定建設工事</p>

		<p>共同企業体</p> <p>代表構成員 さいたま市大宮区吉敷町 1-103 三井住友建設株式会社 北関東営業所</p> <p>構成員 ふじみ野市上福岡 1-14-7 近藤建設株式会社</p> <p>構成員 東京都江東区潮見 2-1-22 株式会社久米設計</p> <p>【工事場所】</p> <p>建替施設の建設工事 （仮称）西地域文化施設 ふじみ野市大井中央 2-1-8、4 （仮称）東地域文化施設 ふじみ野市福岡 1-1-8</p> <p>既存施設の解体工事 大井中央公民館 ふじみ野市大井中央 2-1-8 勤労福祉センター ふじみ野市福岡 1-1-8</p> <p>【工事期間】</p> <p>建替施設の建設工事 （仮称）西地域文化施設 契約締結日から令和 5 年 6 月 30 日まで （仮称）東地域文化施設 契約締結日から令和 7 年 6 月 30 日まで</p> <p>既存施設の解体工事 大井中央公民館 令和 3 年 3 月 1 日から令和 5 年 6 月 30 日まで 勤労福祉センター 令和 5 年 9 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日まで</p> <p>【請負金額】 8,699,900,000 円（税込）</p>
--	--	--

第 57 号議案	埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について	<ol style="list-style-type: none"> 1 規約変更の理由 鴻巣行田北本環境資源組合の名称変更に伴い、埼玉県市町村総合事務組合の規約を変更するものです。 2 規約変更の内容 鴻巣行田北本環境資源組合の名称を「彩北広域清掃組合」に変更します。 3 施行年月日 令和 2 年 4 月 1 日
第 58 号議案	ふじみ野市道路線の認定について	<ol style="list-style-type: none"> 1 提案理由 開発行為の工事完了に伴い、道路の用に供する土地の帰属を受けたため、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、市道路線の認定について、議会の議決を求めるものです。 2 認定する市道路線 市道 A - 1 7 8 号線 3 市道路線の位置 ふじみ野市滝一丁目地内 4 幅員及び延長 4.20m～8.45m / 22.86m 5 供用開始年月 令和 2 年 6 月下旬（予定）
第 59 号議案	ふじみ野市道路線の認定について	<ol style="list-style-type: none"> 1 提案理由 開発行為の工事完了に伴い、道路の用に供する土地の帰属を受けたため、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、市道路線の認定について、議会の議決を求めるものです。 2 認定する市道路線 市道 A - 1 7 9 号線 3 市道路線の位置 ふじみ野市花ノ木一丁目及び中福岡字百目木地内 4 幅員及び延長 6.00m～10.25m / 24.28m 5 供用開始年月

		令和 2 年 6 月下旬（予定）
第 60 号議案	ふじみ野市道路線の認定について	<p>1 提案理由 開発行為の工事完了に伴い、道路の用に供する土地の帰属を受けたため、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、市道路線の認定について、議会の議決を求めるものです。</p> <p>2 認定する市道路線 市道 D-214 号線</p> <p>3 市道路線の位置 ふじみ野市苗間字東久保地内</p> <p>4 幅員及び延長 4.20m～6.24m / 18.55m</p> <p>5 供用開始年月 令和 2 年 6 月下旬（予定）</p>
第 61 号議案	新市建設計画の変更について	<p>1 変更理由 合併特例債の活用を予定していた（仮称）東地域文化施設多目的棟整備事業について、国の令和元年度補正予算（第 1 号）により措置された地方創生拠点整備交付金の採択を受け、併せて補正予算債を活用できることとなりました。これにより、今後整備に着手する（仮称）西地域文化施設整備事業（令和 5 年 6 月末完了予定）について、合併特例債を活用して整備を進めることとなるため、新市建設計画を令和 5 年度まで延長するものです。</p> <p>2 変更内容 計画期間を「令和 2 年度まで」から「令和 5 年度まで」に変更し、それに伴う文言及び財政計画を変更するものです。</p>